

番 号 : 131242

国 名 : ミャンマー

担当部署 : 農村開発部水田地帯第一課

案件名 : シャン州北部地域における麻薬撲滅に向けた農村開発プロジェクト (農村開発)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 農村開発
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年4月上旬から2016年4月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.80M/M、現地 20.0M/M、合計 20.80M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 第一次派遣 210日 国内作業 2日 第二次派遣 180日 国内作業 2日 第三次派遣 105日
国内作業 2日 第四次派遣 105日 帰国後整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 1月22日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出、
または調達部受付 (JICA本部1F) への書類の提出

※2013年10月2日以降の公示案件 (業務実施契約 (単独型) のみ) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入します。提出方法等詳細については、JICAホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ) をご覧ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - 1) 業務方針の基本方針 16点
 - 2) 当該業務実施上のバックアップ体制 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等
 - 1) 類似業務の経験 28点
 - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
 - 3) 語学力 16点
 - 4) その他 学位、資格等 12点
 - 5) 業務従事者によるプレゼンテーション 16点
- (計100点)

類似業務	農村開発に係る各種業務
対象国/類似地域	ミャンマー/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

シャン州北部地域では様々な反政府少数民族グループによって長年ケシ栽培が行われてきた。ミャンマー政府は1989年からこれらグループとの停戦・和平合意交渉を行い、同時に麻薬撲滅に対する同意を取り付け、1999年から「麻薬撲滅15カ年計画」（1999年～2014年）を開始。政府の努力に加え、我が国の代替作物導入支援、並びに国際社会の支援もあり、ケシ撲滅は進展してきた。

しかし、急激なケシ栽培撲滅を行ったラオカイ県（旧コーカン特別区）では、代替作物導入が追いつかず、収入源を喪失した農家の間で深刻な貧困状況が発生。同状況を踏まえ、我が国はラオカイ県を対象に「コーカン特別区麻薬対策・貧困削減プロジェクト（2005年～2011年）」を行い、緊急支援とともに貧困削減活動を実施。プロジェクト終了までに一定の成果を挙げ、ラオカイ県は現在もケシ撲滅状態をほぼ維持している。一方、国連薬物犯罪事務所（2011年）によれば、ラオカイ県以外のシャン州北部地域ではケシ栽培が近年増加の兆しを示している。同地域の農家の多くは、所有農地規模は小さいが農業資材の投入率は高い。しかし、投入する資材を適切に利用する技術が普及していないため生産性は低いままであり、更には、資材投入は借金でまかなっていることもあり、貧困から抜け出せない状態にある。貧困が継続すれば換金作物であるケシ栽培の再開につながり、さらに地域経済格差の拡がりや少数民族と中央政府との対立を助長する危険を孕んでいる。

以上のような背景から、収入源多様化と農業生産性向上を通じ、地域農民の生計の安定を図る技術協力案件として、「シャン州北部地域における麻薬撲滅に向けた農村開発プロジェクト」の実施が要請された。

本プロジェクトは、2014年4月上旬より2019年3月下旬まで5年間の実施を予定しており、「チーフアドバイザー」、「営農技術」、「農業普及」、「農村開発」、「業務調整/広報」の5分野の長期専門家を派遣予定である。本専門家は、農村開発分野の専門家として、対象地域における生計向上手段と収入源の多様化などの農村開発事業サイクルの定着と農村開発事業の実施体制の制度化にかかる技術指導を目的として派遣する。

7. 業務の内容

本業務は、農村開発分野の専門家として、他の専門家及び主として農村開発分野のカウンターパート（以下、C/P）である国境省国境地域少数民族開発局の職員と協働で、対象地域における生計向上と収入源の多様化などの農村開発事業サイクルの定着と農村開発事業の実施体制の強化にかかる技術指導等を通じて、C/Pが技術を習得することを目的とする。

具体的な業務内容は以下のとおりとする。

[農村開発]

（1）国内準備期間（2014年4月中旬）

- ア ミャンマー農業セクター情報収集・確認調査ファイナルレポート、プロジェクト事前評価表及び詳細計画策定調査報告書、プロジェクトベースライン調査報告書等を参考に、ミャンマーの農業農村開発セクターの概観、プロジェクト対象地域の状況を把握する。
- イ 現地プロジェクト専門家とも連絡・調整の上、現地派遣期間における業務方針・方法などについて記述した業務計画書（案）（和文）を作成し、JICA農村開発部に提出・説明し、合意を得る。
- ウ 日本における民間、NGO関係者、団体から現地の農村開発分野・アグリビジネスにかかる情報を収集する。

（2）第一次現地派遣（2014年4月下旬～2014年11月下旬）

- ア 現地派遣期間全体に実施すべき業務の計画をワーク・プラン（英文）に取りまとめ、C/P及びプロジェクト専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- イ 対象地域であるシャン州北部地域の3県（チャウメ、ムセ、ラオカイ）を対象に、生計向上手段と収入源の多様化に資する農村開発活動（日本が過去に実施したODA事業、他NGOなどの収入向上事業、現地の農産加工品とその生産・販売状況：畜産分野の事業を含む）にかかる情報の収集／レビューをC/Pと共に実施し、今後本プロジェクトで取

り組むべき活動のロングリストを作成する。なお、包括的な情報の収集／レビューは現地業務開始後3ヶ月以内を目安に実施し、以降は随時情報の入手、状況の確認を行い、ロングリストに追加していく。

- ウ ミャンマー国内の民間企業・ミャンマー商工会議所（RUMFCGI）の関係組織からアグリビジネスにかかる情報収集を行い、パイロット活動選定の参考とする。なお、情報収集は、現地業務開始後3ヶ月以内を目安に実施する。
- エ 有益な農村開発活動にかかるミャンマー国内でのモデル的事例に関する先進地視察（スタディツアー）をC/Pと共に企画・実施する。なお、スタディツアーは、現地業務開始後半年以内を目安に実施する。
- オ イ～エを踏まえ、現地業務開始後半年以内を目安に可能性のある収入源候補を選定。選定された収入源候補について、バリューチェーンの分析と妥当性確認調査をC/Pと共に実施し、その結果・手法をC/P、プロジェクト関係者とセミナーを開催するなどして共有する。なお、分析・調査の対象となる収入源候補は、各パイロット地区で3種類程度を候補とし、最終的に各パイロット地区で1種類以上の活動を、パイロット活動（2014年度）として選定する。
- カ イ～オを踏まえ、プロジェクトパイロット地区7地区を主対象に、有望な収入源の導入に関するパイロット活動について、C/Pと協力し、関係協力機関、現地住民と協働し、計画する。
- キ パイロット活動（2014年度）の実施に先立ち、他省庁（特に畜水産地方開発省、協同組合省など）・NGO関係者等の関係協力機関、及び対象地域の農民を含む現場レベルでの実施体制を構築する。
- ク パイロット活動実施に必要な資機材をリストアップし、C/P、チーフアドバイザーや業務調整員、関係協力機関等と協議し、必要に応じプロジェクトでの支援を検討する。
- ケ パイロット活動を各サイトで実施するためのガイドライン案をC/Pと協力して作成する。
- コ パイロット活動（2014年度）開始にあたり、ガイドライン案を専門家がC/Pとなる現地国境省、農業灌漑省、関連政府職員、少数民族グループの幹部に対して共有する。
- サ C/Pに対して、パイロット活動実施に必要な技術研修を、他プロジェクト専門家、関係協力機関と共に実施する。
- シ 研修を受けたC/Pは各サイトで農家に対しパイロット活動（2014年度）にかかる研修を実施するが、専門家はOJTとしてそれを現場で補佐する。

なお、各7サイトまでは専門家の拠点となるラショーから片道で半日～1日を要する。サイトの中心地から実施されている村にはさらに2～3時間徒歩等でアクセスする必要もあるため、各サイトの訪問には5日間程度が見込まれる。

（3）国内作業期間（2014年11月下旬～2015年1月中旬）

- ア JICA農村開発部に現地業務結果報告書を提出し報告を行う。
- イ 第1次現地派遣期間の活動結果に基づき、第2次現地派遣期間の業務実施計画を作成し、JICA農村開発部へ説明し、提出する。

（4）第2次現地派遣期間（2015年1月中旬～7月中旬）

- ア 第1次派遣を踏まえ修正した業務の計画をワーク・プラン（英文）に取りまとめ、C/P及びプロジェクト専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- イ 各サイトのパイロット活動にかかるモニタリングをガイドラインに沿ってC/Pとともに実施し適宜C/Pを指導する。
- ウ モニタリング結果をC/Pとともにレビューする。
- エ パイロット活動に参加した農家だけでなく、他の関心の高い農家も交えて、各サイトでパイロット活動にかかる現地ワークショップをC/Pとともに実施し、パイロット活動（2014年度）を定着させるための課題と改善点を抽出する。

- オ ミャンマー国内の民間企業・ミャンマー商工会議所（RUMFCCI）の関係組織からアグリビジネスにかかる情報収集を行い、パイロット活動選定の参考とする。
- カ パイロット活動（2014年度）、及びオで入手した情報を踏まえ、可能性のある収入源候補を選定。選定された収入源候補について、バリューチェーンの分析と妥当性確認調査をC/Pと共に実施し、その結果・手法をC/P、プロジェクト関係者とセミナーを開催するなどして共有する。なお、分析・調査の対象となる収入源候補は、各パイロット地区で3種類程度を候補とし、最終的に各パイロット地区で1種類以上の活動を、パイロット活動（2015年度）として選定する。
- キ パイロット地区7地区を主対象に、有望な収入源の導入に関するパイロット活動（2015年度）について、C/Pと協力し、関係協力機関、現地住民を協働し、計画する。
- ク パイロット活動（2015年度）の実施に先立ち、他省庁（特に畜水産農村開発省、協同組合省など）・NGO関係者等の関係協力機関、及び対象地域の農民を含む現場レベルでの実施体制を構築する。
- ケ パイロット活動実施に必要な資機材をリストアップし、C/P、チーフアドバイザーや業務調整員、関係協力機関等と協議し、必要に応じプロジェクトでの支援を検討する。
- コ パイロット活動（2015年度）開始にあたり、ガイドライン案を専門家がC/Pとなる現地国境省、農業灌漑省、関連政府職員、少数民族グループの幹部に対して共有する。
- サ C/Pに対して、パイロット活動実施に必要な技術研修を、他プロジェクト専門家、関係協力機関と共に実施する。
- シ 研修を受けたC/Pは各サイトで農家に対しパイロット活動（2014年度）にかかる研修を実施するが、専門家はOJTとしてそれを現場で補佐する。
- シ 各サイトのパイロット活動にかかるモニタリングをガイドラインに沿ってC/Pとともに実施し適宜C/Pを指導する。
- ス モニタリング結果をC/Pとともにレビューする。

(5) 国内作業期間（2015年7月中旬～2015年8月中旬）

- ア JICA農村開発部に現地業務結果報告書を提出し報告を行う。
- イ 第1次現地派遣期間の活動結果に基づき、第2次現地派遣期間の業務実施計画を作成し、JICA農村開発部へ説明し、提出する。

(6) 第3次現地派遣期間（2015年8月中旬～11月下旬）

- ア 第1次～第2次派遣を踏まえ修正した業務の計画をワーク・プラン（英文）に取りまとめ、C/P及びプロジェクト専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- イ 各サイトのパイロット活動にかかるモニタリングをガイドラインに沿ってC/Pとともに実施し適宜C/Pを指導する。
- ウ モニタリング結果をC/Pとともにレビューする。
- エ パイロット活動に参加した農家だけでなく、他の関心の高い農家も交えて、各サイトでパイロット活動にかかる現地ワークショップをC/Pとともに実施し、パイロット活動（2014年度、2015年度）を定着させるための課題と改善点を抽出する。
- オ ワークショップ結果をもとに、ガイドライン、事業にかかる各種マニュアルの作成をC/Pと協働して行う。

(7) 国内作業期間（2015年11月下旬～2016年1月中旬）

- ア JICA農村開発部に現地業務結果報告書を提出し報告を行う。
- イ 第1次現地派遣期間の活動結果に基づき、第2次現地派遣期間の業務実施計画を作成し、JICA農村開発部へ説明し、提出する。

(8) 第4次現地派遣期間（2016年1月中旬～3月下旬）

- ア 第1次～第3次派遣を踏まえ修正した業務の計画をワーク・プラン（英文）に取りまとめ、

- C/P及びプロジェクト専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- イ C/P機関が生計向上と収入源の創出にかかる活動を持続的に実施していくための、事業実施体制（案）を検討し、提案する。
 - ウ 検討された提案をC/P機関、プロジェクト関係者等に説明。説明時に取り付けたコメントを反映し、事業実施体制（案）を取り纏める。
 - エ パイロット活動（2014年度、2015年度）の実施結果、取り纏めた事業実施体制（案）を含む現地業務完了報告書（英文）を作成し、C/P機関、プロジェクト、JICAミャンマー事務所に提出及び報告を行う。

(3) 帰国後整理期間（2016年4月上旬）

- ① 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（4）専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務計画書

部数 : 和文1部（監督職員）

作成回数 : 計4回

提出時期 : 第1次派遣は契約締結後10日以内。第2次～第4次派遣は派遣前。

記載内容 : 契約書共通仕様書記載のとおり

(2) ワーク・プラン

部数 : 英文4部（監督職員、プロジェクトチーム、JICAミャンマー事務所、C/P機関）

作成回数 : 計4回

提出時期 : 第1次派遣は現地到着後1ヶ月以内。第2次～第4次派遣は現地到着後10日以内。

記載内容 : 現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

(3) 現地業務結果報告書

部数 : 英文4部（監督職員、プロジェクトチーム、JICAミャンマー事務所、C/P機関）

作成回数 : 計4回

提出時期 : 各派遣期間の最終日までに作成。

記載内容 : 以下項目のとおり。

① 業務の具体的内容

② 業務の達成状況

(4) 専門家業務完了報告書

部数 : 和文3部（監督職員、プロジェクトチーム、JICAミャンマー事務所）

提出時期 : 帰国後1週間以内

記載内容 : 以下項目のとおり

① 業務の具体的内容

② 業務の達成状況

③ 業務実施上遭遇した課題とその対処

④ プロジェクト実施上での残された課題（各種研修教材の作成にかかわるもの）

⑤ その他

体裁 : 簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

(4) また、現地派遣期間中にかかる業務月報を作成し、JICAミャンマー事務所に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上すること）。
航空経路は、成田⇒バンコク⇒ヤンゴン⇒バンコク⇒成田を標準とする。
- (2) 本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、見積書については、年度で分けずに全業務期間分一括して作成すること。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1) プロポーザル提案事項

全体20.80M/Mのうち現地派遣期間4回を上限に、各国内作業期間は2日間として、業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

2) 便宜供与事項

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 現地移動手段

必要な移動に係る車輛・航空券の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

現地において必要があれば通訳（英語⇄ミャンマー語）を備上予定。

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジ予定。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部水田地帯1課（TEL:03-5226-8452）にて配布します。

- ・詳細計画策定調査報告書（ドラフト）
- ・プロジェクトベースライン調査報告書（ドラフト）

③ 象地域に関連する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで開催されています。

・ミャンマー連邦 コーカン特別区麻薬対策・貧困削減プロジェクト終了時評価調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000257771.html>)

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

- ① 実施時期：2014年1月29日（水）（予定）
（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
 - ② 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室
 - ③ 実施方法：
 - ・一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
 - ・プレゼンテーションでは、簡易プロポーザルの「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

(4) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②ミャンマー国受入手続き等の事情により、履行期間その他の契約内容を変更する場合がある。

以上